

奈良県告示第四百二号

道路法（昭和二十七年法律第一百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、奈良県県土マネジメント部道路マネジメント課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

令和六年三月二十六日

奈良県知事 山下 真

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一六五号
- 三 道路の区域

区間	区域変更の前後別		敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
	後	前			
宇陀市榛原長峯三五八番二先から 宇陀市榛原長峯三七九番一先まで	B	A	一五・〇 、 一〇・二	八〇・〇	旧道移管 長峰橋 L 三・四 m
	B	B	一五・〇 、 一〇・二	八〇・〇	